

# 連結範囲判定基準の見直し

——特別目的会社の連結方針をめぐって——

越 野 啓 一

# 連結範囲判定基準の見直し

## ——特別目的会社の連結方針をめぐって——

越 野 啓 一

### 〈目 次〉

1. はじめに
2. 分析枠組みとしてのコントロールモデルとリスク・リワードモデル
3. FASB, IASBおよびわが国におけるSPEの連結方針
  - 3.1 FASBにおけるSPEの連結方針
    - 3.1.1 米国における連結方針の見直し
    - 3.1.2 1999改訂連結（案）、2008予備的見解aと2010報告実体（案）の連結方針
    - 3.1.3 FAS166号の連結方針－QSPEの連結方針
    - 3.1.4 1999改訂連結（案）と改訂解釈書46号の連結方針－VIEの連結方針
    - 3.1.5 FAS167号における連結方針－VIEの連結方針
  - 3.2 IASBにおけるストラクチャード・エンティティの連結方針
    - 3.2.1 SPEとストラクチャード・エンティティ
    - 3.2.2 SIC-12号と2008ED10の連結方針
    - 3.2.3 ストラクチャード・エンティティとVIEの連結方針
  - 3.3 わが国におけるSPEの連結方針
4. コントロールモデルとリスク・リワードモデルのジレンマ
5. むすびにかえて

### 〈要旨〉

本稿では、特別目的会社の連結方針に関して、支配を重視したコントロールモデルとリスクとリワードを重視したリスク・リワードモデルを分析枠組みとして、米国の財務会計基準審議会や国際会計基準審議会がこれまでに公表してきた各種の基準、報告書および公開草案を検討した。そして、これまでの様々な議論にもかかわらず、両モデルのジレンマが、首尾一貫した明瞭な連結方針を導くことを困難にしていることを指摘した。

**キーワード：**連結、コントロールモデル、リスク・リワードモデル、特別目的会社、特定目的会社、SPE、QSPE、VIE、ストラクチャード・エンティティ、支配、コントロール、リスク、リワード、報告実体、reporting entity

## 1. はじめに

2008年9月のリーマンショックとその後の世界的な金融危機を背景に、財務諸表に対する信頼性が問われている。わが国の特別目的会社、すなわち、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（以下、「資産流動化法」という。）（2条3項）に規定する特定目的会社および事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体の連結の有無は、連結財務諸表の財務数値に多大な影響を及ぼす可能性があり、喫緊の課題である<sup>1)</sup>。

特別目的会社の連結問題に関しては、米国の財務会計基準審議会（FASB）が、SPE（Special-Purpose Entity）、QSPE（Qualifying Special-Purpose Entity）およびVIE（Variable Interest Entity）の連結判定基準に関する各種の報告書や公開草案を公表してきた。また、国際会計基準審議会（IASB）もまた、SPEやストラクチャード・エンティティ（structured entity）の連結判定基準に関する各種の報告書や公開草案を公表してきた。2008年5月には、FASBとIASBは共同で、概念フレームワークのレベルにおいて、報告実体（Reporting Entity<sup>2)</sup>）に関する2008予備的見解a（以下、本稿末尾の引用参考文献・資料に示した略号を用いる。))をそれぞれ同時に公表した。そして、2010年3月、FASBは、2008予備的見解aに寄せられたコメントに対するFASBの見解として、独自に報告実体に関する公開草案を公表した。一方、IASBは、2008年12月、連結財務諸表に関する会計基準の公開草案（2008ED10）を公表している。

IASBやFASBが公表してきたこれらの各種の報告書や公開草案は、SPE、QSPE、VIE、およびストラクチャード・エンティティの連結判定基準について議論している。わが国では、2010年2月6日、企業会計基準委員会から2010論点整理が公表された。2010論点整理（38項）では、企業会計審議会が1998年10月に公表した1998連結範囲具体的取扱いにより、資産流動化法に規定する特定目的会社および事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営

む事業体は非連結とし、今後の取り扱いについては、他の会計基準との関係や国際的な会計基準における取扱いおよびその動向を踏まえて検討するとしている。この連結方針は、現在の会計基準にも引き継がれている。

FASBのSPE, QSPE, VIEに関する各種の基準、報告書および公開草案は紆余曲折<sup>3)</sup>を経て公表されてきており、今日では、会計基準や概念フレームワークでのIASBとの共通化をめざして議論が展開されているところである。本稿では、コントロールモデルとリスク・リワードモデルを分析枠組みとして、FASBやIASBが公表してきたSPE, QSPE, VIE, ストラクチャード・エンティティに関する各種の基準、報告書および公開草案の連結方針を検討する。そして、これまでの様々な議論にもかかわらず、両モデルのジレンマが、首尾一貫した明瞭な連結方針を導くことを困難にしていることを指摘したい。

## 2. 分析枠組みとしてのコントロールモデルとリスク・リワードモデル

2008年5月、FASBとIASBは共同で、概念フレームワークの共通化を目指して、報告実体に関する2008予備的見解aを公表した。ここでは、財務報告目的でのグループ報告実体（group reporting entity）の構成要素を判定するために、次の3つのアプローチを検討している（63項）。

- (a) コントロールモデル（controlling entity model）
- (b) 共通コントロールモデル（common control model）
- (c) リスク・リワードモデル（risks and rewards model）

このうち、SPEの連結判定に関わるアプローチは、コントロールモデルとリスク・リワードモデルである。共通コントロールモデルは、複数の関係者によって共通に支配される実体の成果や活動を結合した結合財務諸表（combined financial statements）に関わるアプローチである。ここでは、連結判定に関わる支配の有無は問われない。本稿では、グループ報告実体（group reporting entity）のうち、連結報告実体について検討する。

コントロールモデルでは、事業活動の領域は他の実体に対するある実体の支配の範囲によって区切られる。従って、連結報告実体は、支配実体（controlling entity）とその支配下にある他の実体（子会社）から構成される（64項）。ここに、ある実体の支配とは、「当該実体からのベネフィットにアクセスし（または損失の発生を抑制し）、かつ、それらのベネフィットの額を増加、維持または保護（またはそれらの損失の額を減少）するために、ある実体の財務および営業方針を指示する能力」と定義される（49項）。ここでは、他の実体の活動からベネフィットを享受したり、他の実体の活動からの損失を被る可能性と、他の実体の活動から享受するベネフィットを増加したり、他の実体の活動からの損失を抑制するための能力が問われる。

これに対して、リスク・リワードモデルでは、2つの実体は、第2の実体の活動が第1の実体の残余株主（または、残余債権者）の富に影響を及ぼすとき、連結報告実体に結合しなければならない（97項）。この場合、第2の実体の主要な顧客や主要な仕入先までが第1の実体の連結対象となりうる（98項）。また、銀行は、それが資金を融資しているあらゆる実体が連結の対象となりうる（99項）。

リスク・リワードモデルでは、第1の実体の第2の実体に対する財務的インタレストの性質、すなわち、そのインタレストが第1の実体のリスク・リワードに影響を及ぼすかどうか問われる（100項c）。また、第1の実体の第2の実体に対するインタレストから影響を受ける第2の実体のリスク・リワードの大きさが問われる。その際、どの時点の大きさを評価するかが問われる（100項b）。

コントロールモデルとの関係では、リスク・リワードモデルは、第1の実体が第2の実体に対するパワーを有することを要求しないという理由で連結対象はより広い。他方、リスク・リワードモデルでは、リスクとリワードは残余持分や所有主持分から生ずるものであり、特定された最小限のリスクとリワードを有することが連結の要件になるという意味で、連結対象はより狭い（103項）。

次章では、コントロールモデルとリスク・リワードモデルを分析枠組みとして、FASB、IASBおよびわが国におけるSPEの連結方針の特徴を検討したい。

### 3. FASB、IASBおよびわが国におけるSPEの連結方針

#### 3.1 FASBにおけるSPEの連結方針

##### 3.1.1 米国における連結方針の見直し

米国では、一般の事業会社は、1959年に米国公認会計士協会から公表されたARB51号と1987年にFASBから公表されたFAS94号により、親会社が過半数の議決権付持分を直接または間接的に所有することを通して、支配的財務持分を所有しているすべての会社を連結することが要求される。

FASBは、連結方針と連結手続に関する新たな会計基準の公表を目指して、いくらかの重要な基本的問題に関する検討を継続してきた<sup>4)</sup>。これらの検討課題と検討結果に関して一連の報告書が公表されてきた。これら一連の報告書では、支配が連結範囲を決定するための拠り所とされ、連結報告目的との関連で、支配概念とその本質的特性について詳細な検討が行われてきた。その最終版が1999年2月に公表された1999改訂連結（案）である。

FASBは、1999改訂連結（案）について受け入れたコメントやテストケースの結果に基づいて、同公開草案の再検討に着手し、1999年7月、修正試案（Tentative decision）を作成した。ここでは、金融資産の譲渡人またはその関連会社によるQSPEや活動やパワーが著しく制限された事業体の連結判定のために支配力基準の修正が盛り込まれ、活動やパワーが著しく制限された事業体を除外した連結方針に関する最終の基準書と、活動やパワーに著しい制限を有する事業体の連結方針に関する修正アプローチの公開草案を別個に公表することになった。

この修正アプローチは、2000年9月に公表された。2000修正アプローチは、

当該事業体の活動およびパワーが著しく制限されている事業体の連結方針を新たに加味することにより、支配に基づく連結方針（control-based approach）の修正として公表された。これは、SPEの連結方針に関して、2002ARB51号解釈書（案）を経て、2003年1月、2003旧解釈書46号としてより一般化して確定された。2003年12月、同解釈書の改訂版として2003改訂解釈書46号が公表された。そして、2009年6月、2003改訂解釈書46号の改訂版がFAS167号として公表された。

他方、活動やパワーに重要な制約を有する事業体を除く事業体の連結方針に関する確定基準書については、FASBは、当時、2001年の第一四半期中に公表することを計画していたが、これまでのところ公表されていない。

### 3.1.2 1999改訂連結（案）、2008予備的見解aと2010報告実体（案）の連結方針

1999改訂連結（案）（9項）は、取得日に支配が一時的でないかぎり、親会社がその支配する事業体（子会社）を連結することを要求している。ここに支配とは、「他の事業体の活動からのベネフィットを増加し、他の事業体からの損失を抑制するように、他の事業体の進行中の活動をガイドする方針や経営を指示するための事業体の能力」と定義され、「連結財務諸表の目的にとって、支配とは、他と共有されない意思決定能力を含む」とされる（6項）。この定義では、支配について2つの本質的特徴が強調される（10項-14項）。一つは、単独での意思決定能力を有することであり、一つは、他の事業体の進行中の活動から得られるベネフィットを増加させ、その活動から被る損失を抑制するための能力を有することである。ベネフィットは、所有主持分を通して得られるベネフィットに限定されず、親子間またはそれらの関係会社間でのシナジーを通して得られる収益の増加やコストの節約も含む。

1999改訂連結（案）における支配概念の定義では、他の実体の活動からベネフィットを享受したり、損失を被る可能性だけでなく、他の実体の活動から

享受するベネフィットを増加したり、損失を抑制するための能力の存在が問われている。その意味で、コントロールモデルによる連結方針といえる。

2008予備的見解a(104項)は、リスク・リワードモデルが、グループ報告実体の構成要素を判定するために概念的に堅固な基準を提供しないとの見解である。このモデルでは、負担するリスクや享受するリワードの最小限のレベルについて明確な線引きをする必要があるが、それは、概念レベルでは望ましくないとみる。かくして、支配関係が存在するか否かを問うコントロールモデルがより概念的なレベルの定義であり、財務報告の目的と首尾一貫すると結論付けている(68項)。

FASBは、2010年3月、2008予備的見解aに寄せられたコメントに対するFASBの見解として、独自に2010報告実体(案)を公表した。ここでは、「ある実体は、自らのためにベネフィット(benefits)を生み出し(または損失を抑制する)ために、他の実体の活動を指示するパワーを有するとき、当該他の実体を支配する」(RE7)とし、複数の実体がそれらのパワーを共有するならば、いずれの実体も個々に当該他の実体を支配しないとされる(RE9)。

2010報告実体(案)(RE8, BC20)は、支配実体が連結財務諸表を作成する根拠を、支配実体のキャッシュ・フローやその他のベネフィットが、被支配実体のキャッシュ・フローやその他のベネフィットに著しく依存することがよくあり、それらのキャッシュ・フローやその他のベネフィットは、被支配実体の活動とそれらの活動に対する指示に依存することに求めている。

ここで支配概念は、1999改訂連結(案)(6項)の定義や2008予備的見解aの見解を踏襲したものといえる。かかる支配概念に基づく連結方針はコントロールモデルといえる。

### 3.1.3 FAS166号の連結方針－QSPEの連結方針

2000年9月にFASBから公表されたFAS140号(46項)は、金融資産の譲渡人またはその関係者がQSPEを連結することを禁じている。ここでは、QSPE



の連結方針は、資産の定義における支配概念、報告実体の定義における支配概念および資産の認識の消滅要件と密接関係付けられる。QSPEは、FASBが1996年6月に公表したFAS125号において、金融資産の譲渡人が譲渡資産の売却処理を認められる事業体として開発されたものである（第126項）。この方針は、FAS140号（第172項）に引き継がれている。

FAS140号（第9項）では、財務構成要素アプローチに基づき、金融資産の譲渡について、譲渡人が譲渡資産に対する支配を放棄したとき、譲渡資産における受益権以外の対価を受け入れた範囲で売却とみなすことが要求される。譲渡資産に対する支配の放棄を認定するための要件として、

- ① 譲渡人が倒産した際、譲渡資産が譲渡人、その債権者、またはその破産管財人から隔離されていること、
- ② 譲受人が譲り受けた資産を入質または交換する権利を有し、かつその入質または交換する権利から利益を得ることや譲渡人に対してわずかなベネフィットを超えるものを提供することについていかなる制約もないこと、および
- ③ 譲渡人が、譲渡資産の所有者に対して満期前に購入する契約または譲渡資産を一方的に返還させる能力によって、譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことがあげられている。

②については、譲受人がQSPEである場合、当該SPEが発行した受益権の保有者がその受益権を入質または交換する権利を有することがその要件とされる（第173項）。

一方、FAS140号（第35項）は、信託およびその他の法的ビークルをQSPEと認定するための要件として、

- ① 譲渡人から明確に区別されていること、
- ② 活動が著しく制限されていること、
- ③ 保有できる資産が受動的性格の金融資産に限定されること、
- ④ 現金以外の資産の売却あるいは処分の際して、自らの意思決定が介入し

ないこと

などをあげている。

- ①譲渡人からの区別については、譲渡人やその関連会社がSPEを一方的に解散する能力がないこと、および受益権の公正価値の10%以上が譲渡人やその関連会社以外の第三者によって所有されるか、またはその譲渡が保証付抵当証券化であることが求められる（第36項）。SPEを一方的に解散する能力の例として、受託者に当該SPEの解散を要求するために十分な受益権を保有すること、すべての譲渡資産を買い戻す権利、および第三者が所有する受益権を買い戻す権利または期限前に返済する権利を有することなどがあげられている。
- ②活動の制限については、SPEの活動が法的文書によってあらかじめ完全に規定されていること、および譲渡人やその関連会社以外の第三者によって保有される受益権の少なくとも過半数の承認がなければ、SPEの活動を大きく変更することができないことがあげられている（第35項b）。

これらの要件には、譲渡人の倒産等の影響からQSPEを隔離するとともに、QSPE自体が倒産するリスクを最小限にすることにより、QSPEを利用した金融資産の証券化取引をより促進する効果が期待されているものと解される（FAS140号171項,172項）。これらの要件をすべて満たす事業体はQSPEとみなされ、譲渡人またはその関係会社による連結が禁止される。ここでは、譲渡人の立場からは、譲渡資産に対する支配の放棄の認定要件と連結方針における支配の要件が表裏の関係にあるものと解される（第198項）。すなわち、QSPEに譲渡された資産は、支配の放棄の認定要件を満たすものとみなされたことになる。

FASBは、2003年6月、FAS140号を改訂する2003改訂FAS140号（案）を公表した。同公開草案（第5項）は、QSPEの認定要件として、譲渡人が一方的にSPEを解散する能力を有しうるような譲渡資産への継続的関与を禁止する従来の要件とは別に、譲渡人が変動持分（variable interests）を有しうるような譲渡資産に対するより多様な継続的関与を禁ずるための要件を新たに追加した。2003年1月に発行され、同年12月に改訂された2003改訂解釈書46

号（4項c）は、QSPEの連結方針をFAS140号に委ね、金融資産の譲渡人とその関係者のいずれも、FAS140号（35項）で記述されているようなQSPEやFAS140号25項に記載されているような「従前のQSPE」を非連結とした。その結果、QSPEは、たとえその多くがVIEであっても2003改訂解釈書46号は適用されなかったため、連結を回避するためにVIEをQSPEに変換する誘引を創出した。

FAS140号のもとでの譲渡資産の認識の取り止めは、主として支配の放棄に基づいており、譲渡人が維持するリスクの大きさには基づいていない。これに対して、2003改訂解釈書46号は、損失の負担と残差リターンに対する権利に基づいて支配的財務持分の識別を要求する。この結果、QSPEの連結方針に2003改訂解釈書46号とFAS140号の間で齟齬が生ずる可能性があった。そこで、2003改訂FAS140号（案）は、FAS140号と2003改訂解釈書46号のいずれの連結方針でもQSPEを非連結とし、FAS140号におけるQSPEの要件を厳格化することで連結回避を回避するべく調整を図ったものである（2003改訂FAS140号（案）、A10）<sup>5)</sup>。

2003改訂FAS140号（案）（第5項）は、QSPEの認定要件として、譲渡人が一方的にSPEを解散する能力を有しうるような譲渡資産への継続的関与を禁止する従来の要件とは別に、譲渡人が変動持分を有しうるような譲渡資産に対するより多様な継続的関与を禁ずるための要件を新たに追加した。この結果、FAS140号において、譲渡人による金融資産の消滅の認識要件とQSPEの連結方針に対し、1999改訂連結（案）の支配概念とは異質な、リスク負担の有無に重点をおいたリスク・リワードモデルを導入することになるものとみられる<sup>6)</sup>。2003改訂FAS140号（案）では、QSPEの連結方針は金融資産の消滅の認識要件との関係で規定されており、コントロールモデルとリスク・リワードモデルの双方の特徴がみられる。

FASBは、2005年8月、2003改訂FAS140号（案）を改訂する2005改訂FAS140号（案）を公表し、2008年9月、3回目の公開草案となる2008改訂

FAS140号（案）を公表した。

2008改訂FAS140号（案）では、(a) QSPEの概念およびそれと関連あるQSPEの非連結要件の削除、(b) FAS140号で使用された財務構成要素アプローチの修正、(c) FAS140号第9項における認識の消滅の条件の強化と明瞭化、および(d) 譲渡された金融資産に関する開示要件の改訂が提案された。2008年9月、FASBは同時に2008改訂解釈書46号（案）を公表した。

2008改訂解釈書46号（案）は、2009年6月、FAS166号として確定された。FAS166号（4項e）は、QSPEに関する関連規定をすべて削除し、2003改訂解釈書46号を改訂したFAS167号が、2009年6月、FAS166号と同時に公表されたことを明記している。FAS167号は、QSPEに関する概念の削除とQSPEを除外する規定によって2003改訂解釈書46号の適用を免れてきた多くのQSPEが、2003改訂解釈書46号の連結方針を適用するように2003改訂解釈書46号を改訂したものである。これは、FAS166号がQSPEの連結方針をFAS167号に委ねたことを意味する。

FAS166号（第4項h）は、全体的な金融資産、全体的な金融資産のグループまたは全体的な金融資産における参加持分(participating interest)<sup>7)</sup>の譲渡人は、それらの金融資産に対する支配を放棄したとき売却として会計処理することを求めている。そのためには、次の条件のすべてを満たすことが求められる。

- a. 譲渡された金融資産が譲渡人から隔離されている。
- b. 各譲受人（または、もし、その譲受人が証券化や資産を裏づけとした金融活動に従事することが唯一の目的であり、かつその事業体が受け入れた資産を入質または交換することが制限されている場合、第三者たるその受益権の各所有者）が受け入れた資産（または受益持分）を入質または交換する権利を有し、かつ譲受人（または第三者たるその受益権の所有者）が入質または交換するための権利の利益を享受したり、譲渡人に対して些細なベネフィットを超えるものを提供したりすることを制約するいかなる条

件もない。

- c. 譲渡人、開示された財務諸表に含まれるその連結関係会社、またはその代理人が、譲渡された金融資産またはそれらの譲渡された資産にかかわる第三者の受益権に対して実質的な支配を維持していない。

これらの要件は、金融資産の譲渡が売却、すなわち譲渡人の財務諸表から資産が消滅するための条件と同じである。従来、FAS140号(35,198項)のQSPEの認定要件は、①譲渡人から明確に区別されていること、②活動が著しく制限されていること、③保有できる資産が受動的性格の金融資産に限定されること、④現金以外の資産の売却あるいは処分の際して、自らの意思決定が介入しないことなど、譲渡人の実質的支配が及ばないものとして、譲渡人の譲渡資産に対する支配の放棄の認定要件と表裏の関係にあるものと解された。

これに対して、FAS166号は、まず、資産に関する支配概念の適用と連結方針に関する支配概念の適用を区別した。この方針は、2008予備的見解aや2010報告実体(案)と首尾一貫している。すなわち、FAS166号(4項t)は、譲渡人が譲渡した金融資産に対する支配を放棄したかどうかを判断する際に、譲渡人は、まず、譲受人が譲渡人によって連結されたであろうかどうかを考慮することを求めている。それゆえ、FAS166号の他のすべての規定が、ある特定の譲渡について満たされ、かつその譲受人が譲渡人によって連結されるならば、譲渡された金融資産は、開示される財務諸表上、売却されたものとして処理されなかったであろう。しかしながら、もし、譲受人が、その譲渡人の子会社であるであるならば、その譲渡の性質が担保の入質を伴う担保付借入でないならば、譲受人は、譲渡された金融資産をその個別財務諸表上で認識することが求められる(FAS166号(26A項))。連結判定基準としての支配は、企業全体の資産・負債に関わるものであり、その中の個別資産に対する支配の有無とは次元が異なる問題といえる<sup>8)</sup>。

QSPEに関する連結要件がFAS140号から削除され、FAS167号に委ねられたことは、従来のQSPEに対する譲渡人の支配の有無の再検討が求められて

いることを意味する。

### 3.1.4 1999改訂連結（案）と2003改訂解釈書46号の連結方針－VIEの連結方針

1999改訂連結（案）は、SPEについても、それが会社、パートナーシップまたはトラストのいずれの形態であろうとも、それぞれの設立形態に支配の定義を適用して評価することとした（第242項）。その結果、たとえSPEの残余リターンのほとんどすべてを受け取る事業体でも、当該SPEに対する支配が認められなければ、連結を認めないことにした（244項）。すなわち、1999改訂連結（案）におけるSPEの連結方針はコントロールモデルといえる。

これに対して、2003改訂解釈書46号は、VIEに変動持分を有する企業は、次のいずれかの要件を満たす場合、当該事業体の主たる受益者（primary beneficiary）と判定され、当該事業体を連結することが要求される（第14項）。

- a. VIEの期待損失の過半数を吸収する。
- b. VIEの期待残余リターンの過半数を受け取る。
- c. VIEの期待損失の過半数を吸収するとともに、VIEの期待残余リターンの過半数を受け取る。

ただし、同じVIEについて、期待損失の過半数を吸収する企業と期待リターンの過半数を受け取る企業が存在する場合、期待損失の過半数を吸収する企業が、当該事業体を連結することを要求される。2003改訂解釈書46号（E30）は、これらの要件が、当該事業体に支配的財務持分を有する当事者を判定することを意図したものとしている。しかし、上記3つの要件において支配概念はみられない。2003改訂解釈書46号（前文）は、概念書6号における資産の定義を引用し、VIEとその主たる受益者の関係について、たとえ、その主たる受益者がそのVIEの資産の利用に関する直接的な意思決定能力を有さない場合でも、その関係は、その資産からの将来のベネフィットに対する主たる受益者の支配をもたらすとしている。さらに、VIEの負債は、連結資産を犠牲にすることを

要求するであろうから、それらの負債は、たとえ、VIEの債権者が主たる受益者の一般債権に対していかなる遡及権を有さない可能性がある場合にも、主たる受益者の債務であるとしている。VIEと主たる受益者のこのような関係は、より優先的な持分権益よりもより劣後的な持分権益を有する当事者、あるいはより小さなリスクよりもより大きなリスクを負担する持分権益を有する当事者が、より優位な意思決定権を有するであろうという仮定に基づいているといえる（E19,E20）。

2003改訂解釈書46号（Appendix B9）によれば、VIEの負債が、それに劣後する権益が当該事業体の期待損失を吸収するのに十分でない場合に変動持分となりうることを示唆している。したがって、当該SPEがVIEであれば、その債権者が主たる受益者となり、当該SPEの連結が要求されることになる。その意味で、ここでは、重要な変動持分を所有することそれ自体が、支配の存在を仮定する根拠とみなされている。したがって、2003改訂解釈書46号におけるVIEの連結方針はリスク・リワードモデルといえる。この結果、2003改訂解釈書46号の連結方針では、支配概念がきわめて拡大解釈される可能性がある。

これに対して、1999改訂連結（案）（第81項）では、資金の貸借関係において、貸し手と借り手の間に支配従属関係は存在しないとみられる。これは、借り手の債務不履行の際に、たとえ貸し手が担保を差し押さえることができても、そのことが、貸し手に借り手の資産を利用するためのパワーやその利用を指示する能力を与えるものではないからである。1999改訂連結（案）では、リスクを負担する義務やリターンを受け取る権利それ自体が連結の要件とは認められない。これはコントロールモデルに基づく連結方針である。この意味で、1999改訂連結（案）の連結方針と2003改訂解釈書46号の連結方針の間には重要な差異が認められる。

### 3.1.5 FAS167号における連結方針－VIEの連結方針

FASBは、2009年6月、2003改訂解釈書46号を修正するFAS167号を公表し

た。VIEにおける変動持分の定義は変更されない。すなわち、「VIEにおける変動持分とは、変動持分を除く当該事業体の純資産の公正価値の変動とともに変化する、ある事業体の契約上の権益、所有主持分、または他の金銭的権益」(FAS167号2項c)である。換言すれば、変動持分とは、「VIEの期待損失の一部を吸収し、あるいは当該事業体の期待残余リターンの一部を受け取るであろう投資または他の権益 (interests)」(FAS167号(6項))である。

企業がVIEであるかどうかを判定する際の指針も、排除権や介入権が存在する場合の取扱いが加えられたことを除き、基本的な修正はみられないように思われる。すなわち、FAS167号(5項)は、事業体が、元々の組成形態によって、次のa～cのいずれかの条件を満たすならば、VIEと認定する。

- a. リスクを負担する持分投資 (equity investment at risk) の総額が、持分所有主を含む何らかの関係者による追加的な劣後的金融支援が提供されなければ、当該事業体はその活動を行うための資金源として不十分であること。この要件を満たすための一応の目安は、リスクを負担する持分投資の総額が総資産の10%未満の場合とされる(第9,10項)。
- b. グループとして、リスクを負担する持分投資の所有者が、次の3つの特性のいずれかを欠くこと。
  - (1) 当該事業体の経済的業績に最も著しい影響を及ぼす事業体の活動を指示するための議決権または類似の権利によるパワー。ここで、排除権や介入権の取扱いが加えられた。
  - (2) 当該事業体の期待損失 (expected losses) を吸収する義務。
  - (3) 当該事業体の期待残余リターン (expected residual returns) を受け取る権利。
- c. リスクを負担する持分投資の所有者が、グループとして、次の2つの状況によって特徴b(1)を欠くとみられること。
  - (1) 一部の投資家の議決権が、当該事業体の期待損失を吸収する義務、当該事業体の期待残余リターンを受け取る権利、またはその両者と比例し



ていない。

- (2) 当該事業体の実質的にすべての活動（たとえば、資金の調達または資産の購入）が、ほとんど議決権を有しない投資家に関係しているか、あるいは彼のために行われる。

FAS167号（14項、14A-14G）では、企業は、VIEに変動持分（あるいは、変動持分の組合せ）を有するとき、その変動持分が当該企業に支配的財務持分を提供する場合に当該VIEの連結を要求している。VIEを連結する企業は、その事業体の主たる受益者と称される。ここに支配的財務持分とは、次の2つの特徴を有する（14A）。

- a. VIEの経済的業績に最も著しい影響を及ぼす当該事業体の活動を指示するためのパワー。
- b. 当該VIEに潜在的に重要でありうる当該事業体の損失を吸収する義務、または当該VIEに潜在的に重要でありうる当該事業体のベネフィットを享受する権利。

VIEが議決権付持分権を発行する場合、その過半数の議決権付持分を所有する企業もまた、当該事業体の主たる受益者となる可能性がある（注16c）。

企業が、VIEに潜在的に重要でありうる当該事業体の損失を吸収する義務、または当該VIEに潜在的に重要でありうる当該事業体のベネフィットを享受する権利を有するかどうかを判定するためには、変動持分の条件や特徴、VIEのデザインや特徴、その他VIEへの企業の関与に関するすべての事実と状況について判断と考慮を必要としたであろうことを強調している（A41）。

このように、主たる受益者の識別に際して、負担する期待損失や受け取る期待残余利益の大きさに関する定量的な判定を求める2003改訂解釈書46号に対して、FAS167号では、支配的財務持分の有無、すなわち支配の有無に関する定性的な判断が求められる。この理由の一つとして、2003改訂解釈書46号の定量的な識別方法には、理解可能性、適用、監査の面での困難性、計算の困難性や計算方法の多様性といった問題点が指摘されたことがあげられる

(FAS167号A29)。しかし、定量的な判定基準よりも定性的な判定基準を導入したより本質的な理由は、実質的な支配の有無の判定が求められたことによるものとみられる (A32)。これについてFASBは、「2003改訂解釈書46号の目的が、どの企業が支配的財務持分を有するかを判定することにあるにもかかわらず、そのような持分を判定するために要求された定量的モデルは実質的にリスク・リワードモデルである。」と述べている (A32)。これは、リスク・リワードの大きさは、実質的支配の有無の判断基準の一つとして位置づけられるが、それが実質的支配をもたらさない場合もあるということである (A31)。かくして、FAS167号の連結方針はコントロールモデルといえる。

## 3.2 IASBにおけるSPEの連結方針

### 3.2.1 SPEとストラクチャード・エンティティ

IASBは、2008年12月、2008ED10を公表した。これは、IAS27号から連結財務諸表に関する要件を独立させるとともに、SPEの連結方針を規定したSIC-12号の連結方針を包括した連結財務諸表に関する単一の国際財務報告基準(IFRS)を発行することを目的としている (BC1-BC5)。その際、中心的な課題は、コントロールモデルがSPEやストラクチャード・エンティティを含むすべての事業体に適用できるように支配の定義と関連する適用指針を改訂することである。

ストラクチャード・エンティティとは、活動が2008ED10 (23項29項)で示されるような、過半数の議決権保有者や過半数未満の議決権保有者によって指示されない程度に制限されている事業体である (2008ED10 (30項))。これらはSIC-12号で言及されたSPEやFAS140号のQSPEと類似の特徴を有するものとみられる。2008ED10 (BC102) は、SPEの特徴として、SPEが行うことを許される活動が制限されていることと、SPEの活動に対する取締役会や受託者や経営者の活動が事前に決定されること、すなわち、自動操縦で運営さ

れることを区別している。2008ED10 (BC104) は、ストラクチャード・エンティティの特徴として、活動の制限と自動操縦の混乱を避けるために自動操縦という用語は用いなかったとしている。

2008ED10 (BC100) は、SPEとストラクチャード・エンティティの特徴に著しい差異はないとしながらも、SPEがSIC-12号と関連しているために、SPEという用語がリスク・リワードモデルの合意をもたらすことに懸念して、ストラクチャード・エンティティという用語を用いることに決定したと述べている。2008ED10には、FAS140号のQSPEやFAS167号の主要な概念である変動持分やVIEという概念はみられない。

### 3.2.2 SIC-12号と2008ED10の連結方針

IAS27号(4項)では、親会社とは、一つまたは複数の子会社を持つ事業体であり、子会社とは、親会社によって支配されている事業体と定義される。そして、連結財務諸表には、親会社のすべての子会社を含めることが要求される(12項)。ここに支配とは、ある事業体の活動からベネフィットを得るために、その事業体の財務および営業の方針を左右(govern)するパワーと定義される(4項)。

パワーとは、何かを行うか、または何かに影響を及ぼす能力(ability)をいう(IAS27号IG2)。その結果、事業体は、支配が積極的に提示されるか、または受動的な性格であるかにかかわらず、事業体が現時点でそのパワーを行使する能力を有している場合、支配を有しているとされる。事業体が保有する現時点で行使可能または転換可能な潜在的議決権は、この能力を提供するとされる。すなわち、潜在的議決権が支配の有無を評価する上で考慮することが求められる。さらに、連結財務諸表を作成する際に、親会社および非支配株主に配分される割合は、実質的に、所有持分と関連ある経済的ベネフィットを現時点で享受できる潜在的議決権および他のデリバティブの最終的な行使を考慮して決定することが求められる。

SIC-12号（10項）は、IAS27号（13項）に規定されている状況に加えて、事業体がSPEを支配している可能性がある状況を例示している。ここに、SPEとは、狭く、十分に明確化された目的を達成するために設立される事業体である（SIC-12号1項）。SPEは、その活動に関する統治機関、受託者、またはマネジメントの意思決定権について、厳格で、時には永久の制限を課す法的手続きを経て設立されることがよくある。そして、事業体とSPEの関係の実質が、SPEがその事業体に支配されていることを示すとき、当該事業体はそのSPEを連結することが求められる（SIC-12号8,10項）。

SIC-12号（10項）で例示される、事業体がSPEを支配している可能性がある状況とは次のようなものである。

- (a) 実質的に、SPEの活動が事業体の特定の事業上のニーズに従ってその事業体のために行われ、当該事業体はそのSPEの活動からベネフィットを得ている。
- (b) 実質的に、事業体はSPEの活動のベネフィットの過半を獲得するための意思決定権を有するか、または自動操縦の仕組みによって、当該事業体はこれらの権限を委譲している。
- (c) 実質的に、事業体はSPEのベネフィットの過半を獲得する権利を有し、かつそのためにSPEの事業活動に起因するリスクに晒される可能性がある。
- (d) 実質的に、事業体はSPEの活動からベネフィットを獲得するために、SPEまたはその資産に関連ある残余または所有主リスクの過半を負っている。

SIC-12号（10項）の文言から、これらの要因は、SPEの支配を識別するための手段として位置づけられているものと解される。しかし、2008ED10(BC10)によれば、多くの人たちが、それらは、リスク・リワードモデルに基づくものであり、支配関係を識別することは必ずしも必要でないとみているという。このような立場からは、IAS27号とSIC-12号の連結方針は異なるものとみられる。FASBは、改訂解釈書46号においても同じような矛盾がみられたが、

FAS167号においてより実質的な支配の存在を要件に加えた。

これに対して、2008ED10は、すべての事業体に適用できたであろう支配の単一の定義を提案する。2008ED10(BC100)は、本プロジェクトの目的の一つが、連結が支配に基づいて決定されることが明らかになるように、IAS27号の原則とSIC-12号の指針を統合することであったと述べている。

2008ED10(4項)は、支配概念について、「報告事業体は、他の事業体が報告事業体のためにリターンを生み出すために当該他の事業体の活動を指示する(direct)パワーを有するとき、当該他の事業体を支配する。」と述べている。ここでは、IAS27号(4項)の親会社の定義に対して、「ベネフィット」を「リターン」に置き換えたこと、「財務および営業の方針を左右するパワー」を「活動を指示するパワー」に置き換えたことが注目される。「ベネフィット」を「リターン」に置き換えた理由は、正と負のリターンを獲得する可能性をより明確にするためである。すなわち、2008ED10(10項)は、「ある事業体に関与することからのリターンは、当該事業体の活動とともに変動し、正または負になりうる。」と述べている。

「財務および営業の方針を左右するパワー」を「活動を指示するパワー」に置き換えた理由は、「財務および営業の方針を左右するパワー」は、「活動を指示するパワー」を有する一つ的手段であると考え、パワーをより広く捉えるためである(BC44)。すなわち、2008ED10(8項)は、報告事業体が他の事業体の活動を指示するパワーを所有しうる手段として、議決権の所有に加え、議決権を獲得するためのオプションまたは転換可能な金融商品を所有すること、契約上の取り決め、またはこれらの組み合わせをあげている。ここに、SPEとそれ以外の事業体に対する支配概念を統一しようという意図が見受けられる。

2008ED10(BC45)は、限られた範囲の活動または取引だけを認める法的枠組みの中で活動する事業体の例をあげている。これらの事業体は、戦略的な営業および財務方針の決定が当該事業体の活動を継続的に指示する必要がないために、取締役会やその他の統治の仕組みが必要でないとしている。かくして、

2008ED10は、報告事業体が、(a) 議決権の過半数未満を所有するとき、および (b) ストラクチャード・エンティティーの支配を評価するとき、パワーとリターンをどのように評価するかに関する指針を提供している。

2008ED10 (12項, BC42) は、支配の有無を評価する際、報告事業体は、パワーとリターンと一緒に考慮し、報告事業体はそのパワーをリターンに影響を及ぼすためにどのように利用可能かを考慮することを求めている。これは、いわゆるリスク・リワードモデルを否定し、コントロールモデルを採用することを表明したものと見える。2008ED10 (34項) は、コントロールモデルが連結の唯一の基準でなければならないことを提案している。その意味では、FAS167号のVIEの連結方針と2008ED10の連結方針の首尾一貫性が認められる。

2008ED10 (27,28項, BC9-16) は、報告事業体が、他の事業体の議決権の過半数を所有しなくても、当該事業体の活動を指示するパワーを有しうるケースをあげている。この中で、2008ED10 (B12 (d)) は、報告事業体のために活動することがよくある関連当事者の例として、報告事業体からの財務的支援なくしてその活動のための資金調達ができない当事者をあげている。これは、報告事業体と他の議決権保有者との契約によって他の事業体支配の有無を判断するための手がかりの一つとみられる。すなわち、報告事業体の代理人として活動してくれる他の議決権保有者の特徴をあらわしたものとみることができる。これは、FAS167号における報告事業体がVIEの主たる受益者となる特徴の一つとみることでもできる (2008ED10, B8)。2008ED10 (31項 (f)) は、ストラクチャード・エンティティーの支配を評価する際、報告事業体が他の関連当事者の代理人として活動しているか、または他の関連当事者が報告事業体の代理人として活動しているかどうかを考慮することを求めている。FAS167号と2008ED10における支配の識別方法の関係を考慮する上で注目すべきであろう。

FASBは、2003改訂解釈書46号において、SPEの連結方針をより明確にするためにSPEという用語に変えてVIEという用語を用いた。この結果、リス

ク・リワードモデルの色彩が色濃くなったとみられる。これに対して、FAS167号は、SPEに変えてストラクチャード・エンティティという事業体に対する連結方針を提案するとともに、コントロール・モデルを採用することをより明確にした。

### 3.2.3 ストラクチャード・エンティティとVIEの連結方針

FAS167号のVIEは事業活動が制限されているかどうかは問われない。FAS167号は、変動持分（variable interests）を常にVIEとの関連で捉えている。ここに、変動持分とは、変動持分を除く事業体の純資産の公正価値の変化とともに変化する、事業体の契約上の権益、所有主の権益、または金銭的な権益である（FAS167号B1）。FAS167号は、変動持分を除く事業体の純資産の公正価値の期待変動を述べるために、期待損失と期待残余リターンという用語を用いる（FAS167号B1）。FAS167号（5項a）は、その持分投資額が過小資本の事業体をVIEとみなしている。

他方、リスクを負担する持分投資の金額にかかわらず、その持分投資が議決権あるいは類似の権利によるパワーを有しないか、または、その持分投資が当該事業体の期待損失を吸収する義務または当該事業体の期待残余リターンを受け取る権利を有しないこともVIEの特徴とされる（FAS167号5項b）。さらに、その持分投資が過小資本でなくとも、一部の投資家が所有する議決権と不釣合いにリスクの負担義務や期待残余リターンを受け取る権利を有する場合もVIEとみなされる（FAS167号（5項c））。

FAS167号（14項、14A-14G）は、VIEの連結方針について、事業体の支配的財務持分を提供する変動持分を有する当事者、すなわち主たる受益者が当該事業体を連結することを要求している。ここに支配的財務持分とは、次の2つの特徴を有する（14A）。

- a. VIEの経済的業績に最も著しい影響を及ぼす当該事業体の活動を指示するためのパワー。

- b. 当該VIEに潜在的に重要でありうる当該事業体の損失を吸収する義務、または当該VIEに潜在的に重要でありうる当該事業体のベネフィットを享受する権利。(企業がこれらの義務または権利を有するかどうかに関しては、定性的な判断が求められる。)

VIEが議決権付持分権を発行する場合、過半数の議決権付持分を所有する企業もまた、当該事業体の主たる受益者となる可能性があると考えられる(FAS167号注16c)。一般に、議決権の過半数を所有する企業は、aとbの特徴を満たしているとみられる。この場合、VIEと議決権付持分によってすべてのリスクを吸収するその他の事業体(議決権益事業体)(FAS167号B3)は、支配的財務持分の有無が連結範囲の決定要因となるであろう。

2008ED10(BC109)は、ある事業体がストラクチャード・エンティティーであるかどうかは、支配の評価や連結の有無の評価に影響させるべきではないとしている。2008ED10(4項)は、支配概念について、「報告事業体は、他の事業体が報告事業体のためにリターンを生み出すために当該他の事業体の活動を指示する(direct)パワーを有するとき、当該他の事業体を支配する。」と述べている。そして、2008ED10(12項)は、支配を評価する際、報告事業体はパワーとリターンを一緒に考慮するとともに、報告事業体はそのパワーをそのリターンに影響を及ぼすためにどのように利用できるかについて考慮することを求めている。

FAS167号と2008ED10では、支配を評価する際、報告事業体はパワーとリターンを一緒に考慮することが求められる。そのような観点から、VIEとストラクチャード・エンティティーの連結方針、VIEと議決権益事業体の連結方針、延いてはFAS167号と2008ED10の連結方針は一貫しているとみられる。

### 3.3 わが国におけるSPEの連結方針

わが国では、1998年11月に公表された大蔵省令第135号「財務諸表等の用語、



様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」および第136号「連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」により，1999年4月1日以降に開始する事業年度に係る連結財務諸表から，子会社および関連会社の範囲，すなわち連結の範囲と持分法の適用範囲の決定に際し，議決権の所有割合以外の要素を加味した支配力基準および影響力基準が導入された。現行の連結財務諸表規則（5条1項）は，連結財務諸表提出会社が，すべての子会社を連結の範囲に含めることを要求し，財務諸表規則（8条3項）は，親会社とは，他の会社等の財務および営業または事業の方針を決定する機関を支配している会社であり，子会社とは，当該他の会社等と定義している。ここに会社等とは，会社，組合その他これに準ずる事業体をいい，財務および営業または事業の方針を決定する機関とは，株主総会その他これに準ずる意思決定機関をいう。

連結財務諸表規則（10条1項）では，非連結子会社および関連会社に対する投資については，持分法により計算した価額をもって連結貸借対照表に計上することが要求される。財務諸表等規則（8条5項）では，関連会社とは，会社が，出資，人事，資金，技術，取引等の関係を通じて，子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等と定義される。ここには，連結会計基準（6,7項）の規定が反映されている。

一方，特別目的会社については，財務諸表等規則（8条7項）では，資産流動化法（2条3項）に規定する特定目的会社および事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体については，適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産流動化法（2条12項）に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており，当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは，当該特別目的会社に対する出資者および当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等（以下，「出資者等」という。）から独立して

いるものと認め、第3項および第4項の規定にかかわらず、出資者等の子会社に該当しないものと推定すると規定されている。

連結範囲適用指針では、特定目的会社は、子会社又は関連会社の範囲に含まれる企業であるが（28項）、1998連結範囲具体的取扱い（三）の要件を満たす特別目的会社については、当該特別目的会社に対する出資者および当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されることとなるとしている（29項）。

なお、1998連結範囲具体的取扱い（三・注）に従い、特別目的会社に資産を譲渡した会社が当該特別目的会社の発行した劣後債券を所有している場合やリコース義務を有している場合等、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下が生じたときに損失の全部又は一部の負担を行うこととなるときは、当該資産を譲渡した会社の個別財務諸表上、その負担を適正に見積り、必要な額を費用又は損失として計上することとなる。

1998連結範囲具体的取扱い（三）では、特別目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）（2条2項）に規定する特定目的会社および事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、出資者等から独立しているものと認め、出資者等の子会社に該当しないものと推定するとされる。連結範囲適用指針や財務諸表規則には、この連結方針が反映されている。

これを受けて、SPE開示適用指針（3項）は、1998連結範囲具体的取扱い（三）により、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社（この場合において関連会社とされているものも含む。以下、「開示対象特別目的会社」という。）について、開示対象特別目的会社の概要および開示対象特別目的会社を利用した取引の概要や取引金額等を連結財務諸表（連結財務諸表を作成し

ていない場合には、個別財務諸表)に注記することを要求している。

子会社の範囲について、議決権の所有割合以外の要素を加味した支配力基準を導入した連結原則において、どのような特別目的会社であれば出資者等の子会社に該当しないものと推定されるのかについては、さまざまな意見や見方があり、また、特別目的会社の連結については国際的にも議論されている問題であることなどから、企業会計基準委員会は、今後、この取扱いについて検討することとしている。そこで、当面の対応として、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社(開示対象特別目的会社)については、その概要や取引金額等の開示を行うことが有用であると考えられることから、当委員会は本適用指針を公表したとしている(7項)。

2010年9月3日、企業会計基準委員会は、2010連結会計基準(案)、2010連結範囲適用指針(案)、2010SPE開示適用指針(案)を公表した。

2010連結範囲適用指針(案)では、用語の定義に特別目的会社の定義が新設され(7-2項)、ノンリコース債務および対応する資産に関する注記事項が追加された(43,74-2,74-3項)。そして、開示対象特別目的会社の範囲について、設定の趣旨やその後の適用状況を踏まえ、当該特別目的会社に対する出資者に係る定めを削除し、資産を譲渡した企業(当該企業が出資者を兼ねている場合を含む。)に限定することとした(54-2項)。

2010連結会計基準(案)(49-3項)においても、「同取扱いの見直しにあたっては、同取扱いを廃止する案なども検討されたが、この場合、資産の消滅の認識の会計処理も同時に見直す必要があると考えられるため、同取扱いを廃止する案は採用されなかった。」としている。

この改正案を受けて、2010SPE開示適用指針(案)(3項)は、開示対象特別目的会社の範囲を、「連結会計基準(7-2項)により、子会社に該当しないものと推定された特別目的会社(この場合において関連会社とされているものも含む。)」とした。この結果、SPE開示適用指針と2010SPE開示適用指針(案)における特別目的会社と子会社の範囲の関係は次のようになる。

## SPE開示適用指針：

- ① 出資者および当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当するもの
- ② 出資者および当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないもの ⇒ 開示対象特別目的会社
- ③ ②以外の子会社に該当しないもの ⇒ オフバランスで開示なし

## 2010SPE開示適用指針（案）（54-2項）

- ① 当該特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当するもの
- ② 当該特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当しないもの ⇒ 開示対象特別目的会社
- ③ ②以外の子会社に該当しないもの ⇒ オフバランスで開示なし

コンバージェンスの観点からは、①と②、②と③の区別が、FASBの基準書や2008ED10の連結方針との関係で再検討される必要がある（2010SPE開示適用指針11項参照）。

このように、わが国では、資産を譲渡した企業の子会社に該当しない特別目的会社、それ以外で子会社とされなかった特別目的会社の判定基準、および出資のみ行っている特別目的会社の判定基準は示されなかった。

## 4. コントロールモデルとリスク・リワードモデルのジレンマ

2008予備的見解a（78項）は、「会計基準が、SPEのケースにおいて、過半数のベネフィット（またはリスク）に焦点を当てる一つの理由は、ベネフィットの過半を享受し（またはリスクの過半を負う）いずれの実体も、支配実体であるという基本的な仮定があることである。その利害関係（stake）を保護するための何らの能力もなく、他の実体における過半数の利害関係を有することは異常である。従って、主たる受益者が第2の実体の財務および営業の方針を指示する能力を有することが明確でない可能性があっても、そのような利害関係

の所有は、主たる受益者がその能力を有することを示している可能性がある。」としている。これは、コントロールモデルがリスク・リワードモデルに依拠しなければならないジレンマをあらわしている。

FAS167号（14G）は、損失を吸収する義務あるいはベネフィットを享受する権利を含むVIEにおける企業の経済的持分が、VIEの経済的業績に最も著しい影響を及ぼす当該事業体の活動を指示するその所定のパワーよりも不釣り合いに大きい場合には、企業の経済的持分のレベルが、企業が保有するパワーの大きさを示している可能性があるとしている。さらに、VIEに潜在的に重要でありうる当該事業体の損失を吸収する義務、または当該事業体に潜在的に重要でありうる当該事業体のベネフィットを享受する権利は、VIEの経済的業績に最も重要な影響を及ぼす活動を指示するパワー有する企業を識別することがよくあると述べている（A39）。ここでは、これらの権利や義務は、リスク・リワードモデルを支援するものではなく、パワーの有無に関する定性的な判断を補足するものとして位置づけられる（A35,A39）。

FASBは、2008改訂解釈書46号（案）において、定性的な判定基準で判定できない場合に定量的な基準を併用する方法を提案した。この提案については、支配の有無を重視する立場から、定量的な判定基準に対して、計算の困難性や計算方法の多様性、結果の操作性（機会主義的）という観点からの批判と、リスク・リワードモデルに基づく予備的テスト（fall-back test）を示唆する意見が寄せられた。（FAS167号A33）。両者の見解を熟慮の結果、FASBは、主たる受益者の判定に際して定量的な分析を廃止することに決定した（FAS167号A34）。定量的なテストの多様性が信頼できない結果をもたらすこと、そして、リスク・リワードモデルに基づく予備的テストがFAS167号の連結原則を逸脱していることがその根拠とされる。

IASBは、2008ED10（33項）において、報告事業体がストラクチャード・エンティティーにとって潜在的に重要なリターンの変動に晒され、かつ報告事業体のリスク負担が他のいかなる当事者より大きい場合、報告事業体は当該ス

ストラクチャード・エンティティの活動を指示するパワーを有するように思われるとしている。これは、FAS167号（A39）と首尾一貫した見方である。この場合、リピテーショナルリスクを負う事業体は、それだけでは支配をもたらさないとして、リピテーショナルリスクに基づくストラクチャード・エンティティの連結がコントロールモデルと矛盾するとしている（BC37）。

2008ED10（BC53項）では、他の事業体から最大のリターンを受け取る事業体が当該事業体に対して最大のパワーを有するとみられると仮定しているとされる。パワーとリターンをリンクして支配を定義する点で、2008ED10（4項,BC15）、IAS27号（4項）、2010報告実体（案）（RE7）は一貫している。これは、パワーとリターンのいずれかの要素が欠落すれば支配は存在しないことを意味する。しかし、これは、パワーとリターンが同時に存在することを保証するものではない。したがって、リターンの大きさかパワーの大きさを左右するというのは仮定に過ぎないであろう。2008ED10（BC56）では、事業体を支配する当事者は、それが獲得するリターンを最大化するために当該事業体の活動を指示すると推定されるとしている。しかし、支配を獲得するために必要とされる議決権の割合やリターンの割合を特定することは困難であるとしている（BC57）。

コントロールモデルによる連結方針がリスク・リワードモデルによる連結方針によって補足される場合、事実上、リスク・リワードモデルが適用されることになるであろう。これは、VIEやストラクチャード・エンティティの連結方針について、多様な実務をもたらすであろう。

## 5. むすびにかえて

1999改訂連結（案）、2008予備的見解a、2010報告実体（案）におけるSPEの連結方針、FAS140号、2003改訂FAS140号（案）、2005改訂FAS140号（案）におけるQSPEの連結方針、および譲渡人の譲渡資産に対する支配の放棄の

認定要件、FAS167号におけるVIEの連結方針、および2008ED10におけるストラクチャード・エンティティの連結方針はいずれも、コントロールモデルを提唱している。ただし、2003改訂FAS140号（案）では、QSPEの連結方針はコントロールモデルであるが、譲渡人の譲渡資産に対する支配の放棄の認定要件は、コントロールモデルとリスク・リワードモデルの要素が併存している。IASBやFASBが公表してきたこれらの各種の報告書や公開草案は、連結方針としてリスク・リワードモデルを拒否することによってコントロールモデルを支持した。しかし、コントロールモデルでは、事業体の損失を吸収する義務または当該事業体に潜在的に重要でありうる当該事業体のベネフィットを享受する権利の有無、享受するベネフィットや負担するリスクの大きさが問われる。しかし、2008ED10（BC56）でも指摘されるように、事業体を支配する当事者は、それが獲得するリターンを最大化するために当該事業体の活動を指示すると推定されるとしても、支配を獲得するために必要とされる議決権の割合やリターンの割合を特定することは困難である（BC57）。かくして、連結方針がたとえコントロールモデルであっても、事実上、リスク・リワードモデルによって連結の範囲は判定されることになるとと思われる。FASBは、VIEにおける主たる受益者を判定する上で判断を要するため、首尾一貫性に欠ける可能性があることを認めている（FAS167号A27）。

2008改訂解釈書46号（案）（4項b）は、もし、企業が定性的分析によって支配的財務持分を有するか否かを判定できないとき、VIEの過半数の期待損失を吸収する義務、過半数の期待残余リターンを享受するための権利、またはその両方を有するかどうかを判断するため定量的分析を要求した。しかし、この方針はFAS167号では受け入れられなかった。

FAS167号（3項u）で修正された2003改訂解釈書46号（24項）は、VIEに変動持分を所有するが、当該VIEの主たる受益者でない企業は、他の公表文章によって要求される開示に加えて、当該企業のVIEへの関与の結果として負担しうる最大の損失をはじめ、企業が所有する変動持分の公正価値やリスク

に関わる情報の開示を求めている。この開示は、複数の注記で提供することが認められる（25項）。2008ED10（48項d）もまた、報告事業体が支配しないストラクチャード・エンティティの性質、関係するリスク、およびそれへの関与について情報の開示を要求している。連結されないSPE、VIEおよびストラクチャード・エンティティについては注記で補うという方針は、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要および取引金額等の注記を要求するわが国の方針と同じである。しかし、それは財務数値には反映されない。その結果、財務数値は利用者によってさまざまな解釈を生み出すであろう<sup>9)</sup>。



## 〔注〕

1) わが国では、特別目的会社は、1998年に施行された資産流動化法によって設立が可能となった。資産流動化法（1条）は、その目的について、「特定目的会社又は特定目的信託を用いて資産の流動化を行う制度を確立し、これらを用いた資産の流動化が適正に行われることを確保するとともに、資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」と規定している。わが国では、バブル崩壊後の1990年代に、破綻した金融機関の破綻処理や健全な金融機関が保有する不良資産のオフバランスを通じた不良債権の処理の際に利用されてきた。

2010論点整理（参考（取引例））では、金融資産の流動化、不動産の流動化、顧客の資産の流動化に関する取引例と図解が示されている。

2) 本稿では、「entity」の訳語は、文脈に応じて、「実体」、「事業体」または「エンティティ」を使用する。

3) FASBは金融資産の譲渡に関に関してFAS140号を改訂するためのFAS166号を公表するに当たり、2003改訂FAS140号(案)、2005改訂FAS140号(案)および2008改訂FAS140号(案)を公表している。2003改訂FAS140号(案)および2005改訂FAS140号(案)による主たる改訂点の概要については、萩編[2007]（pp.161-176）を参照。

4) 越野[2000]では、FASBの連結方針に関する一連の報告書で検討されてきた支配概念の本質的特性および支配の判定基準に基づいて、わが国の連結範囲判定基準の特徴と課題について検討した。

5) この改訂点に関しては、萩編[2007]（pp.162-170）を参照。

6) この点については、拙稿[2004]（p.56）において指摘した。

7) ここに参加持分とは、FAS166号（4項g）で修正されたFAS140号（8B）の次のような特徴を有するものである。

- a. 譲渡日から、全体的な金融資産における比例的な所有持分を有する。
- b. 譲渡日から、全体的な金融資産から受け取るすべてのキャッシュ・フローが、参加持分の所有割合に等しい額で参加持分の所収者の間で比例的に分割される。
- c. 各参加持分の所有者の権利は同じ優先度を有し、いかなる参加持分所有者の持分も他の参加持分所有者の持分に劣後しない。
- d. いかなる当事者も、すべての参加持分保有者が同意しない限り、全体的な金融資産を入質または交換するための権利を有さない。

FAS140号は、金融資産の譲渡の売却処理のために財務構成要素アプローチを採用した。FAS140号では、譲受人が適格SPEの場合、譲渡される金融資産の消滅の有無の認識は、財務構成要素アプローチに基づいて、その構成要素に分解して分析されていた。これに対して、2005改訂FAS140号(案)（3項b）は、売却処理の条件を適用する対象を全体的な金融資産、金融資産のグループ、または個々の金融資産（これらは総称して譲渡金融資産と称される。）における参加持分とした。譲渡人がこれらの譲渡金融資産に対する支配を放棄するとき、売却処理しなければならない。

FAS166号（A11）は、多くの利用者が、財務構成要素アプローチが、譲渡人が譲渡した金融資産への継続的関与を通じて基礎的金融資産の支配を留保しているとき、金融資産また

は金融資産のプールの構成要素の認識の消滅を認めるため、財務構成要素アプローチに反対しているという。これを踏まえて、FAS166号は、支配の放棄に関する修正されたFAS140号(9項)の条件が、全体的な金融資産、全体的な金融資産のグループ、および全体的な金融資産における参加持分の譲渡に対してのみ適用されなければならないことを要求することによって、売却処理の状況を制限するために財務構成要素アプローチを修正した(A18)。

ただし、FAS166号は、譲渡人が、売却処理した金融資産の譲渡において獲得した資産および発生した負債の認識を継続するという理由で、財務構成要素アプローチの諸概念のいくらかを留保している。もし、譲渡人が本基準書で修正されたFAS140号(9項)の条件のすべてを満たす非連結事業体への譲渡において、元の金融資産への支配を放棄したならば、譲渡人がその譲渡からの収入として譲渡した金融資産における受益権益を獲得することを認める(A18)。

8) 1999改訂連結(案)(181,205項)は、法的に独立な企業の資産を連結する根拠を、1994予備の見解(13項)と同様、FASBが1985年12月に公表した概念書6号における資産の定義と資産の本質的特徴に求めた。すなわち、概念書6号(25,26項)では、資産とは、「過去の取引または事象の結果として、ある特定の実体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的ベネフィット」(邦訳、pp.297-298)と定義され、この場合、資産から経済的ベネフィットを獲得する能力は必ずしも法的権利に基づく必要はないとされる。すなわち、資産を所有する事業体を支配することが、資産を支配し資産から経済的ベネフィットを獲得するための一つ的手段とみなされる。かくして、親会社が支配する資産の総額を誠実に表示するためには、法的に独立な事業体によって支配される資産は、当該事業体を支配する親会社の資産に連結される必要があると考えられた。

これは、報告実体の範囲が、資産に対する支配の範囲によって決定されるという立場である。すなわち、報告実体の範囲は、親会社によって直接的に支配される資産と、親会社が支配する実体を通して間接的に支配される資産の範囲によって決定されるべきであるというものである。ここでは、支配概念は、資産の定義に関する支配と連結範囲の判定にかかわる支配の2つの文脈で使用され、資産の定義が連結の範囲を左右する可能性がある。

これに対して、2008予備の見解a(54項)によれば、このような場合には、まず、連結範囲の判定に関して支配の有無が問われるべきであるとする。さもなければ、親会社は、支配下でない資産を連結することになる可能性があるからである。したがって、他の実体に対する支配と当該他の実体の資産に対する支配の有無は別に考慮すべき問題であるとされる(55項)。2008予備の見解a(57項)は、資産の定義が実体概念に言及しているため、その実体の範囲を決定するために資産の定義を使用することは循環論に陥るであろうとしている。2008予備の見解a(60,61項)は、資産の定義における支配概念は連結範囲の決定を左右しているように思われるかもしれないが、実際には、2つの実体の関係こそ連結範囲の決定要因であるとしている。かくして、連結範囲の判定基準と資産の定義を一貫させる必要はないとしている。

2010報告実体(案)(BC12)でも、2008予備の見解aと同様に、資産の定義における支配概念と連結範囲判定のための会計基準における支配概念を区別している。すなわち、資産の定義と連結範囲判定基準を一貫させる必要はないとされる。現在の概念フレームワークにお

ける資産の定義は一つの実体に言及しており、何がその実体を構成するかを判定するために資産の定義を用いることは循環論になるといわれる。2010報告実体(案)において、実体の支配が概念フレームワークのレベルで新たに定義されたことにより、報告実体を定義する上で、資産の定義における支配概念に依存する必要性がないものと解される。萩編 [2007] (p.268)でも、金融資産の消滅の認識要件とSPEの連結範囲とは、本来別のもつとみられている。

9) 向[2008] (pp.155-158)は、2003年3月決算から2007年3月決算の上場企業について、わが国におけるアメリカ基準適用企業と日本基準適用企業のVIEまたは特定目的会社に関する開示実態の調査を行っている。その結果、日本基準適用企業における特定目的会社の連結財務数値に及ぼす影響が、アメリカ基準適用企業のVIEより大きいことがわかった。

かくして、連結財務諸表の信頼性を確保するためには、特定目的会社あるいはVIEに関する支配力の判定を明確に行い、連結の範囲を厳格に定める必要があると結論付けている。

また、中野[2010] (pp.91-92)では、米国において、2003改訂解釈書46号適用後にSPEによる資産証券化で、四半期最終月の最終5日以内に利益調整が行われている可能性を示唆する実証研究が紹介されている。

## 引用参考文献・資料

American Institute of Certified Public Accountants, Accounting Research Bulletin No.51, *Consolidated Financial Statements*, August 1959. [ARB51号]

Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Concepts No.6, *Elements of Financial Statements*, December 1985. (平松一夫・広瀬義州訳『FAS 財務会計の諸概念〔増補版〕』中央経済社, pp.267-408). [概念書6号]

Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.94, *Consolidation of All Majority-owned Subsidiaries – an amendment of ARB No.51, with related amendments of APB Opinion No.18 and ARB No.43*, Chapter 12, October 1987. [FAS94号]

Financial Accounting Standards Board, *Preliminary Views on major issues related to Consolidation Policy*, August 1994. [1994予備的見解]

Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.125, *Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities*, June 1996. (c.f. 日本公認会計士協会国際委員会訳「財務会計基準書第125号 金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理」) [FAS125号]

Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft (Revised), Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Consolidated Financial Statements – Purpose and Policy*, February 1999. [1999改訂連結(案)]

Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Concepts No.7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, February 2000. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念〔増補版〕』中央経済社, pp.409-488). [概

念書7号)

Financial Accounting Standards Board, Working Draft, *Consolidation Policy – Modified Approach*, September 27, 2000. (2000修正アプローチ)

Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.140, *Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities – a replacement of FASB Statement No.125*, September 2000. (c.f. 日本公認会計士協会国際委員会訳「財務会計基準書第140号 金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理 FASB基準書第125号の更新」) (FAS140号)

Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft, Proposed Interpretation, *Consolidation of Certain Special-Purpose Entities – an interpretation of ARB No.51*, June 2002. (2002ARB51号解釈書(案))

Financial Accounting Standards Board, FASB Interpretation No.46, *Consolidation of Variable Interest Entities – an interpretation of ARB No.51*, January 2003. (2003解釈書46号)

Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Qualifying Special-Purpose Entities and Isolation of Transferred Assets – an amendment of FASB Statement No.140*, June 2003. (2003改訂FAS140号(案))

Financial Accounting Standards Board, FASB Interpretation No.46 (revised December 2003), *Consolidation of Variable Interest Entities – an interpretation of ARB No.51*, December 2003. (2003改訂解釈書46号)

Financial Accounting Standards Board, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Accounting for Transfers of Financial Assets: an amendment of FASB Statement No. 140, Revision of Exposure Draft Issued June 10, 2003*, August 2005. (2005改訂FAS140号(案))

Financial Accounting Standards Board, Preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting: *The Reporting Entity*, May 2008. (2008予備的見解a)

Financial Accounting Standards Board, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Accounting for Transfers of Financial Assets: an amendment of FASB Statement No. 140, Revision of Exposure Draft Issued August 11, 2005*, September 2008. (2008改訂FAS140号(案))

Financial Accounting Standards Board, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Amendments to FASB Interpretation No. 46 (R)*, September 2008. (2008改訂解釈書46号(案))

Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.166, *Accounting for Transfers of Financial Assets: an amendment of FASB Statement No.140*, June 2009. (FAS166号)

Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.167, *Amendments to FASB Interpretation No.46 (R)*, June 2009. (FAS167号)

Financial Accounting Standards Board, Proposed Statement of Financial Accounting Concepts, *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity*, March

- 11, 2010. (2010報告実体(案))
- International Accounting Standards Board, International Accounting Standard27, *Consolidated and Separate Financial Statements*, January 2008. (IAS27号)
- International Accounting Standards Board, Discussion Paper, Preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting: *The Reporting Entity*, May 2008. (2008予備的見解b)
- International Accounting Standards Board, Exposure Draft, *2008ED10 Consolidated Financial Statements*, December 2008. (2008ED10)
- International Accounting Standards Board, Standing Interpretations Committee, SIC Interpretation 12, *Consolidation – Special Purpose Entities*, December 2008. (SIC-12号)
- 企業会計審議会「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」, October 1998. (1998連結範囲具体的取扱い)
- 企業会計基準委員会「連結財務諸表における特別目的会社の取り扱いに関する論点の整理」, February 2010. (2010論点整理)
- 企業会計基準委員会, 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(改正2010年6月30日). (連結会計基準)
- 企業会計基準委員会, 企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(改正2009年3月27日). (連結範囲適用指針)
- 企業会計基準委員会, 企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(改正2008年6月20日). (SPE開示適用指針)
- 企業会計基準委員会, 企業会計基準公開草案第44号「連結財務諸表に関する会計基準(案)」(2010年9月3日). (2010連結会計基準(案))
- 企業会計基準委員会, 企業会計基準適用指針公開草案第40号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針(案)」(2010年9月3日). (2010連結範囲適用指針(案))
- 企業会計基準委員会, 企業会計基準適用指針公開草案第39号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針(案)」(2010年9月3日). (2010SPE開示適用指針(案))
- 越野啓一稿「わが国における連結範囲判定基準の特徴と課題 – FASBの連結方針における支配概念をめぐって」『金沢経済大学論集』Vol.34, No.2, December 2000, pp.1-18)
- 越野啓一稿「変動持分事業体の連結方針 – 米国における連結方針の見直しをめぐって」『金沢星稜大学論集』, Vol.38, No.2, December 2004, pp.21-32.
- 向 伊知郎稿「連結財務情報の有用性 – 連結の範囲と特別目的事業体」, 友杉芳正・田中 弘・佐藤倫正編著『財務情報の信頼性 – 会計と監査の挑戦 –』税務経理協会, 2008年, 第1章所収, pp.149-159.
- 中野 貴之稿「SPE(特別目的事業体)の連結拡大が利用企業に与える影響」『会計・監査ジャーナル』No.661, August 2010, pp.90-96.
- 萩 茂生編著『証券化とSPE連結の会計処理 – 金融商品のオフバランス取引をめぐる実務(第3版)』中央経済社, 2007年.

提出年月日：2010年12月7日